

身元鑑定マニュアル

改訂版

— 平成16年10月 —

社団法人 岡山県歯科医師会

発刊にあたって



岡山県歯科医師会会長
岡山県警察歯科医会会長

小林 敏 郎

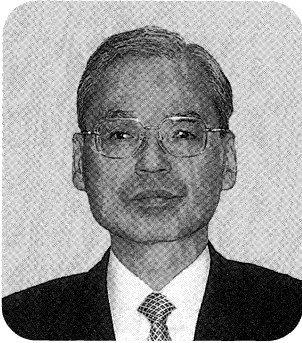
平素は本会ならびに警察歯科医会に多大なご理解とご協力を賜り誠に有難く厚く御礼を申し上げます。

ご承知の如く御巣鷹山の日航機事故を契機とし、1986年10月本会会員全員参加の法歯会が発足し既に18年が経過いたしました。爾来、法歯学の定理に則り、岡山県警察本部との連携を密にし身元不明死体の識別に貢献して参りました。会員出務の回数も社会情勢に呼応し、又口腔所見の確実性の評価も加わり年々増加の傾向を示しております。初年度は、年間僅か4件だった県警からの出務依頼も近年では30件余に上り、身元判明に着実な成果を挙げております。県警の信頼度も極めて厚く、本組織に対し2回、また会員個人に1回、感謝状を受けております。このようなボランティア精神による専門職を通しての社会貢献が、我々社団法人としての大切な責務の一つであると考えております。

近年の交通機関の発達に伴い頻発する事故、大規模自然災害又犯罪の広域化等に鑑み、全国的組織化の必要性が強く求められ、組織及び用語の統一化、共通マニュアルの作成、都道府県相互の連携の強化を目指し、2002年第1回警察歯科医会全国大会が日本歯科医師会主催、長野県歯科医師会を主管とし長野の地で開催されました。2003年には「警察歯科医会全国連合会規程」も定められ本年は第3回全国大会が愛媛県歯科医師会を主管として8月に開催されたところです。このような状況下、本会に於きましても、これまでの「岡山県歯科医師会法歯会」を「岡山県警察歯科医会」と名称変更し、全国組織の一員としてより一層の社会貢献に向け県警との協力態勢を充実して参りたいと存じます。

随いまして、従来の小冊子「大規模災害に備えて」を全国統一マニュアルを基本に、より無謬、且つ迅速な活用に堪え得るように改訂いたしました。今後の積極的活動を展開するためには是非とも充分なご活用を賜りますようお願いを申し上げます。

発刊によせて



岡山県警察本部刑事部長

國 政 眞 弘

岡山県警察歯科医会会員の皆様方には、犯罪の捜査など警察業務の各般にわたり絶大なるご支援、ご協力を賜っておりますことに対し、この紙面をお借りして心からお礼を申し上げます。

さて、法歯学が注目されたのは、昭和60年8月に発生した「日航ジャンボ機墜落事故」における犠牲者の身元確認であり、これを契機に全国の歯科医会と警察との協力体制が逐次確立されたのであります。

本県におきましては、昭和61年に「岡山県歯科医師会法歯会」として発足し、それ以来、役員の皆様をはじめ、会員各位の大変なご尽力をいただき、とりわけ、警察が取り扱う身元確認業務におきましては、時間的に切迫した状況での鑑定や厳しい現場状況下での献身的な活動をお願いしているところでございます。

当県では、大惨事を招くような事件は幸いにして発生しておりませんが、他府県では、平成6年4月の名古屋空港における中華航空機墜落事故、平成7年1月の阪神淡路大震災におきましては、想像を絶する多数の犠牲者に対し、困難な現場状況の中で活動され、その目的を達成されましたことは、まだ記憶に新しいところでございます。

このような、大規模な惨事や災害等の事件・事故は、あってはならないわけではありますが、航空機等による大量輸送時代が到来し、また、地震の多い我が国では、いつ、何処で災害等が発生するやもしれません。

岡山空港においても、多数の大型航空機が離着陸し、事故の危険性も皆無とは言えないことから、不測の事態に備え、歯科医会と連携を一層強めるとともに、鑑定体制の強化が必要となるわけであります。

最近の凶悪事件におきましては、死体の解体、焼殺、あるいは、土中に埋めるなどの特異な事件が増加しており、被害者の身元確認作業が困難な事件が増えていることから、益々、歯科医会の皆様方による歯牙鑑定への期待が高まっている状況にあります。

今回発刊される「身元鑑定マニュアル」は、歯科医会員の皆様と捜査官が合同で検死を行う際の有効な資料になるものと信じてやみません。

おわりになりますが、皆様方には、これまでと同様に県警察に深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、また、本会の益々のご発展と皆様方のご健勝を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

序

「身元鑑定マニュアル」の発刊にあたり、平素よりご協力に対し会員の皆様に厚く御礼を申し上げます。

県歯において『法歯会』の名称で長年慣れ親しんできましたが、本年度全国的な名称に合わせて『岡山県警察歯科医会』と変更致しました。平成元年に「大規模災害に備えて」と題したマニュアルが発刊されて久しく経ちますが、この度の名称変更を機により使いやすく、より時代に即したマニュアルを発刊いたしました。

『岡山県警察歯科医会』の目的は、「法歯学的知識の高揚と研究、普及に努めるとともに岡山県警察との連携を密にして検死、鑑定等に協力する」こととあります。法歯学に基づいた個人識別は近年、特に重要性を増しております。個人識別の方法としては、性別・顔の形・体型すなわち身長や骨格によるものが一般的ですが、それらが識別不能となれば指紋、DNA分析、そして歯の分析となります。歯での識別はDNA鑑定に比べて安価で、平均的により速く識別できる方法とされています。最近の報道でも、身元不明死体の識別に歯型や治療痕が決め手になっていることはご承知の通りです。

近年は凶悪犯罪の発生も多く、テロなどによる大量虐殺、地球温暖化による異常気象などいつ何が起きてもおかしくない社会状況にあります。それゆえ我々歯科医師の使命は、今後ますます増大が予想されます。

「身元鑑定マニュアル」の一冊に加えて別刷りのラミネート張りの一枚を付けております。これはいざという時に、この一枚を現場に持参してもらえば汚れを気にしなくても良いダイジェスト版となっております。

“備えあれば憂いなし” このマニュアルと別刷りが活用されるような事態が起こらないことを祈りながら、平時に精読していただけるよう、矛盾した複雑な気持ちで皆様のお手元へお届けいたします。

岡山県警察歯科医会副会長

大 嶋 敏 秀

目 次

発刊にあたって	岡山県歯科医師会会長 岡山県警察歯科医会会長	小林 敏郎	1
発刊によせて	岡山県警察本部刑事部長	國政 眞弘	2
序	岡山県警察歯科医会副会長	大嶋 敏秀	3

総 論

I 章 検死及び身元確認に関する歴史的背景

6

1. 警察歯科医会発足まで 6
2. 警察歯科医会全国連合会の設置とその目的 6
3. 警察歯科医会全国連合会の役割 6

II 章 身元確認に関する対応

7

1. 生前資料の収集および生前記録の作成 7
2. 死後記録の採取と整理 8

各 論

I 章 小規模事件・事故・災害における対応

9

- 1. 身元確認作業 9
- 2. 協力要請の手順 10
 - (1) 一般的な対応 10
 - (2) 広域にわたる場合の対応 11

II 章 大規模事件・事故・災害における対応

12

- 1. 情報収集 12
- 2. 岡山県歯科医師会の体制 13

III 章 身元確認における活動内容

15

- 1. 検死時の留意事項 15
- 2. 具体的手順 16
- 3. 歯科鑑定用資器材一覧表 17
- 4. 歯科所見の名称（略号を含む） 18
- 5. 用語・略号の記載例 20
- 6. デンタルチャート 23

参 考 資 料 25

- 1 トリアージ (Triage) とは 26
- 2 県内警察署一覧表 27
- 3 県内消防本部一覧表 28
- 4 岡山県警察歯科医会会則 29
- 5 参考文献 31

編集後記 32

〈 総 論 〉

I 章 検死及び身元確認に関する歴史的背景

1. 警察歯科医会発足まで

昭和60年8月の日航機墜落事故、平成6年4月の中華航空機の墜落事故、7年1月の阪神・淡路大震災などの広域的な事件・事故・災害への対応としての身元確認作業における歯科医学の重要性が問われ、全国的に警察と歯科医師会との協力関係が急速に高まりました。

日本歯科医師会では、平成8年2月に「災害時の歯科医療体制のあり方についての検討臨時委員会」が設けられ、その答申「災害時の歯科医療体制について」に、全国的なネットワーク作りを始め、災害時における身元不明死体の検死のための、警察歯科医会の設置・充実化が提言されました。特に全国連携は、公共交通機関の大量輸送化、犯罪の広域化、大規模災害などの懸念から必要性が強く認識され、全国的な組織化へ向けて、「全国警察歯科フォーラム」の開催から、平成14年に日歯が「警察歯科医会全国大会」を主催するに至りました。

岡山県でも昭和61年10月「岡山県歯科医師会法歯会」を発足し、身元不明死体の検死等に数多くの成果を挙げ、平成16年4月に「岡山県警察歯科医会」へと名称変更を行いました。

2. 警察歯科医会全国連合会の設置とその目的

平成15年7月1日、日本歯科医師会内に「警察歯科医会全国連合会」（会長：日歯会長）が設置されました。その目的は、「国民のための医療専門団体として、広域事件及び事故並びに災害への速やかなる対応を当然の責務と認識し、警察当局と連携をとり、もって社会福祉の向上に貢献することである」とされています。

3. 警察歯科医会全国連合会の役割

- 1) 警察歯科医会全国大会の開催
- 2) 都道府県歯科医師会・警察歯科医会担当者連絡協議会の開催
- 3) 身元不明死体の生前資料提供依頼と広域的対応時の調整
- 4) 全国の都道府県歯科医師会警察歯科医会の活動状況、研修状況及び身元確認状況の把握並びに情報の提供
- 5) 大規模災害が発生した都道府県に隣接する都道府県歯科医師会への身元確認の協力要請
- 6) 他の関連組織との連携
- 7) 歯科医師会が行っている警察歯科活動のPR
- 8) その他目的達成に必要な事柄

Ⅱ章 身元確認に関する対応

身元確認とは、『それは誰であるか、誰のものであるかという身元を確認して、その氏名を明らかにする事を言う』と定義されています。一般的には身元確認の方法として、面確（顔を見て確認する）・身分証明書・所持品・着衣・身体特徴・血液型・指紋・DNA型そして歯科所的所見等があります。

1. 生前資料の収集および生前記録の作成

歯科医師が身元確認作業を行う際、該当すると思われる方の生前記録の存在は不可欠となります。生前資料の収集は原則として警察が行いますが、収集作業にあたり的確なアドバイスを与えるなどして連携をとります。同時に歯科医師会の組織力を十分に活用し、自らも生前資料を収集するという積極的な対応をとる姿勢が望ましいと思います。また、身元確認作業終了後、借用した生前資料は、警察の責任で、確実に主治医に返却するよう要請をします。歯科医師が歯科所的所見から身元確認を行う際の具体的な活動には、(1) 生前資料の収集と生前記録の作成、(2) 死後記録の採取と整理、(3) 比較照合、(4) 再確認と最終判定、(5) 事後措置等の五つの項目が挙げられます。(3) (4) (5) は警察業務による対応ですので、今回は (1) と (2) について解説を致します。

1) 受診医療機関の特定

航空機事故等で搭乗者名簿が存在し、ある程度限定された範囲から受診医療機関を捜す場合には、親族自らの働きかけや、友人、知人の証言を基に警察が捜索したり、特に歯科医師会から働きかけたりすることにより、比較的高確率で特定できると思われます。ところが、列車事故等のような不特定の中から探さなければならない場合には、関係各機関の組織力を十分に活用し、一人でも多くの歯科医師に働きかけ、その結果、担当歯科医師自身が名乗り出るのを待つことになります。犠牲者が日本人の場合には、警察、歯科医師会の組織（電話連絡網・広報関連の発行物・ホームページ等）、時には報道機関の報道内容（犠牲者名簿の公表等）を利用して、さらに外国人の場合には、外務省・各国大使館・日本赤十字社等を通して働きかけます。

2) 生前資料の種類

- ・ 歯科診療録 ----- カルテ 等
- ・ 口腔内写真 ----- 前歯部・臼歯部・咬合面 等
- ・ 顔写真 ----- 前歯部の補綴物・歯列の状態 等

- ・エックス線写真-----パノラマ・標準・小児用・咬合型・咬翼型 等
- ・歯列模型-----補綴診断用模型・顎態模型・作業用模型 等
- ・歯科健診票-----学校健診票・事業所健診・住民健診・母子健康手帳 等
- ・歯科技工指示書-----補綴物の種類・材料・形態 等
- ・家族、友人の証言-----口腔内の歯牙・補綴物の特徴 等
- ・その他

3) 入手方法、経路

- ・FAX通信を利用する
- ・PC関連機器（インターネット通信等）を利用
- ・親族が直接持参
- ・警察関係者が持参
- ・担当歯科医が電話で説明
- ・親族、知人が口頭で説明

4) 整理と保管

収集した生前資料は、全て警察の管理下に置かれていますが、内容が警察関係者には理解しにくい場合がありますので、分類整理するのに歯科医師の存在が必要となります。また、他人のものと混同しないよう名前を明記した封筒等で個別に保管し、使用する際には可能なものはコピーして用い、混乱する現場での不用意な紛失に対処するべきでしょう。

5) 生前記録の作成

収集した生前資料（カルテ・エックス線写真・歯列模型等）をもとに、経時的変化を考慮しつつ、直近と思われる口腔内状況を記録します。死後記録と同一書式を用いますが、判明しない事柄は記入せず、修復の方法・材料の種類の記入にとどめます。

2. 死後記録の採取と整理

必要な器具機材を持参して遺体収容所に出勤した歯科医師は、デンタルチャートへの記入・写真撮影・エックス線写真撮影、また時に印象採得による歯列模型作成等の死後記録採取を行い、必要な時にいつでも取り出せるように分類整理する必要があります。

〈 各 論 〉

I 章 小規模事件・事故・災害における対応

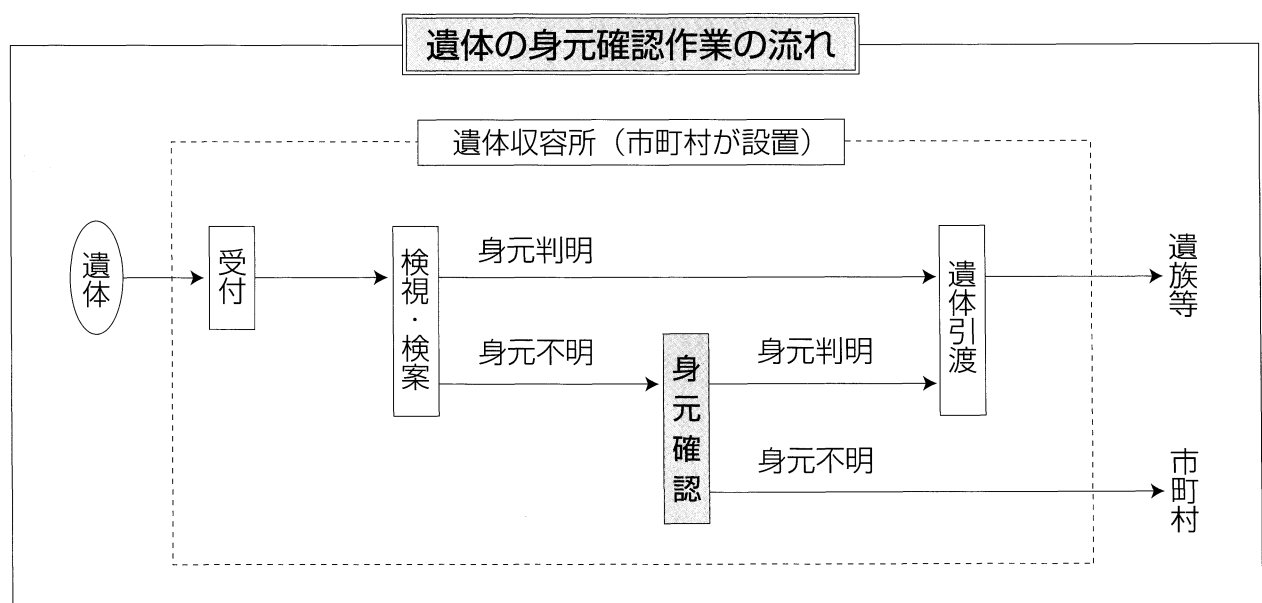
1. 身元確認作業

遺体収容後に行われる身元確認作業は、「検視」・「死体検案」そして「身元確認」の一連の流れとなります。

「検視」とは一般に検察官の代行として警察官が執り行います。

「検死」・「検案」に臨場する歯科医師は重要な存在であっても、いわゆる「検視の立会人」ということになります。

この場での歯科医師の業務は、「検視」の補助行為として遺体を検査し、歯科資料を検討して個人識別のための判断をすることです。



検 視……………警察官が刑事訴訟法第229条に基づき変死者または変死の疑いのある死体について検査を行う業務のことです。

検案(死体検案)…解剖を含む死因の究明を「検案」と呼び、「検案」は医師が行う行為です。

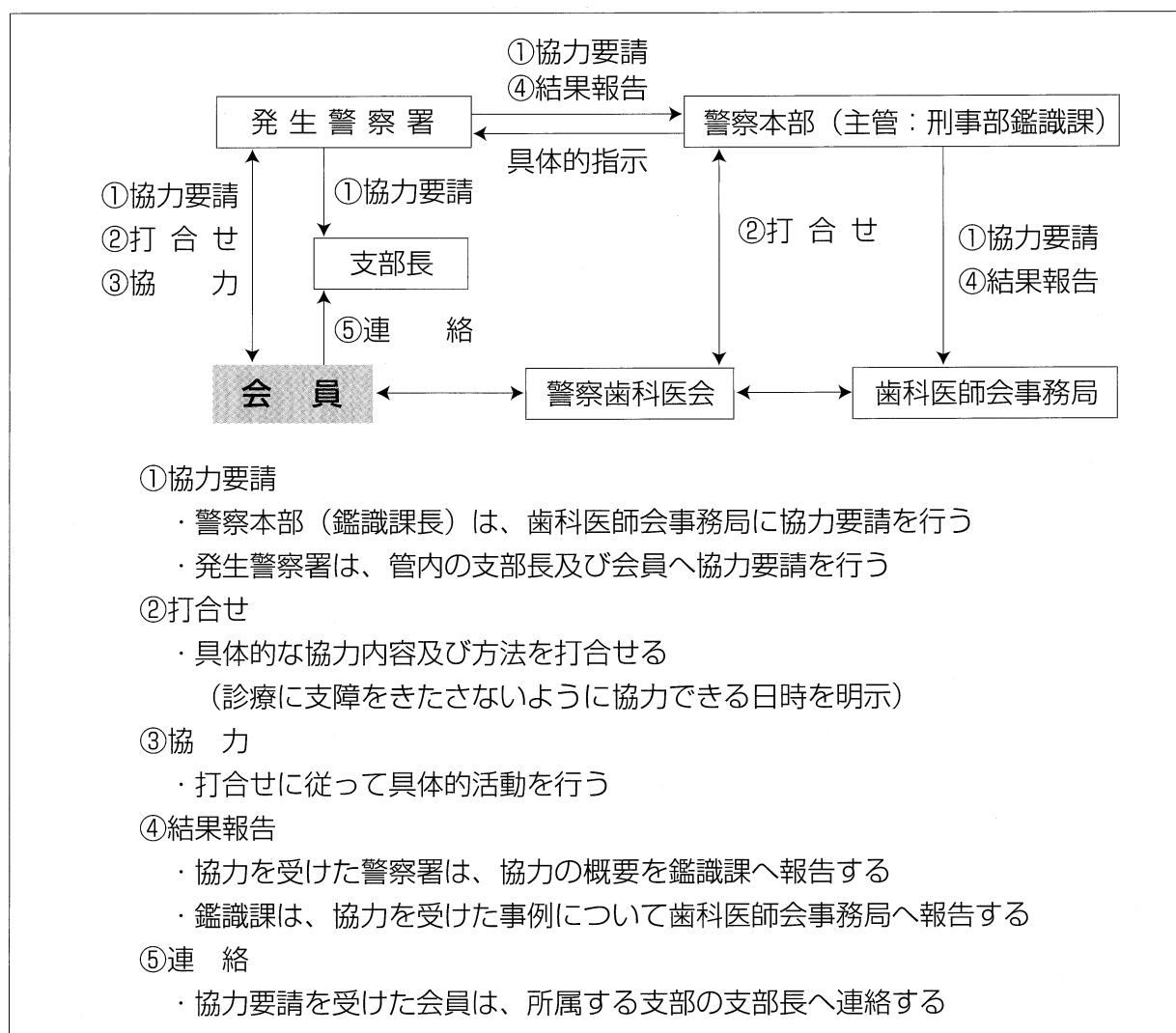
検死(屍)……………医師が死体を外表から検査する行為のことです。

歯科医師は検視を行う警察官、あるいは検案を行う医師によって協力を要請された場合に限り検視・死体検案作業、さらに解剖にも参加することになります。その場の歯科医師としての行為は「検視の補助行為」とされます。

2. 協力要請の手順

(1) 一般的な対応

協力の手順



1) 直接遺体を検案する場合

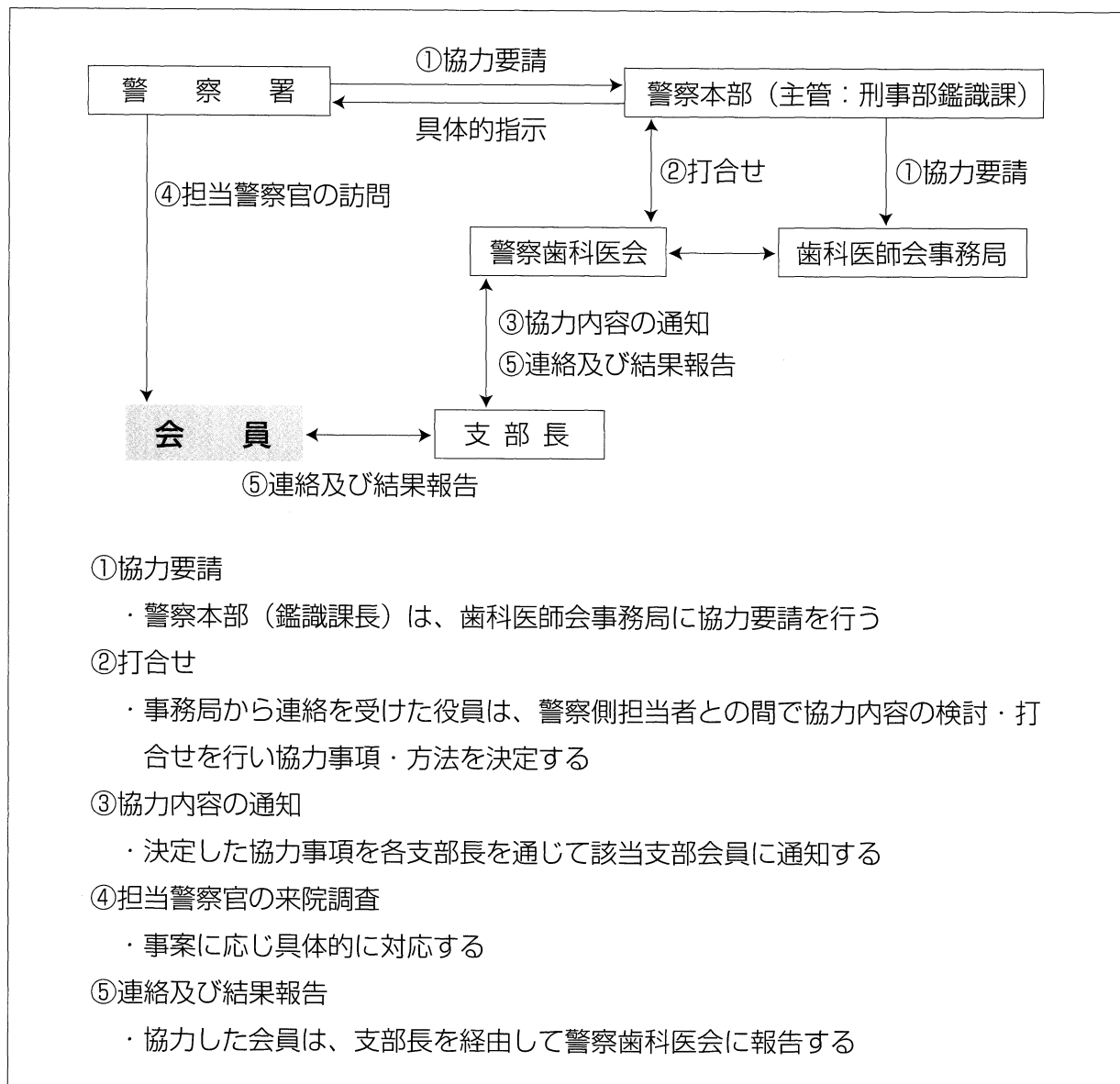
- ・遺体を現場又は警察署において直接検案し、口腔内所見・記録の作成及び所見の説明を行う。
- ・捜査資料として入手されている対象者の口腔内所見と遺体とを直接対比して身元を確定する。

2) 担当警察が来院の場合

- ・持参の頭蓋骨・義歯等を検案し、口腔内所見・記録の作成及び所見の説明を行う。
- ・遺体と対象者の口腔内所見記録を対比して身元の確定を行う。
- ・持参のレントゲン写真（警察が撮影の場合もある）や口腔内所見記録と自院保管カルテと対比して身元を確定する。

(2) 広域にわたる場合の対応

協力の手順



○ 担当警察官が、会員を訪れ調査する場合

持参の口腔内所見記録に類似する保管カルテの有無を検索する。

○ 手配書による場合

歯科医師会又は地元警察署を通じて広域的に口腔内所見記録を記して手配書が配布された場合、これに類似する保管カルテの有無を検索する。

Ⅱ章 大規模事件・事故・災害における対応

1. 情報収集

1) 情報収集の時期等

- ・ 最初の情報（被害状況等を含む）はテレビのテロップ、ラジオから発せられることが多く、その後も続くため、災害・事故発生直後よりテレビ、ラジオはつけっぱなしにしておくのが望ましいと思われます。
- ・ 県歯科医師会の役員、警察歯科関係者は日頃から行政、警察関係等の担当者と連携を深めておき、災害発生時の早い段階から情報収集に努めます。
- ・ 行政、警察関係等の担当者と災害発生時の連絡方法、連絡先をあらかじめ確認しあっておきます。
- ・ 情報収集初期より情報源を正確に記録し情報集約時の混乱防止に努めます。

2) 情報収集の方法

- ・ テレビ・ラジオを活用します
 - ・ インターネットを活用します
 - ・ 携帯電話の活用を考慮します
- （出来れば、事前に歯科医師会会員の携帯電話番号を掌握することが望まれます）

3) 情報収集すべき内容

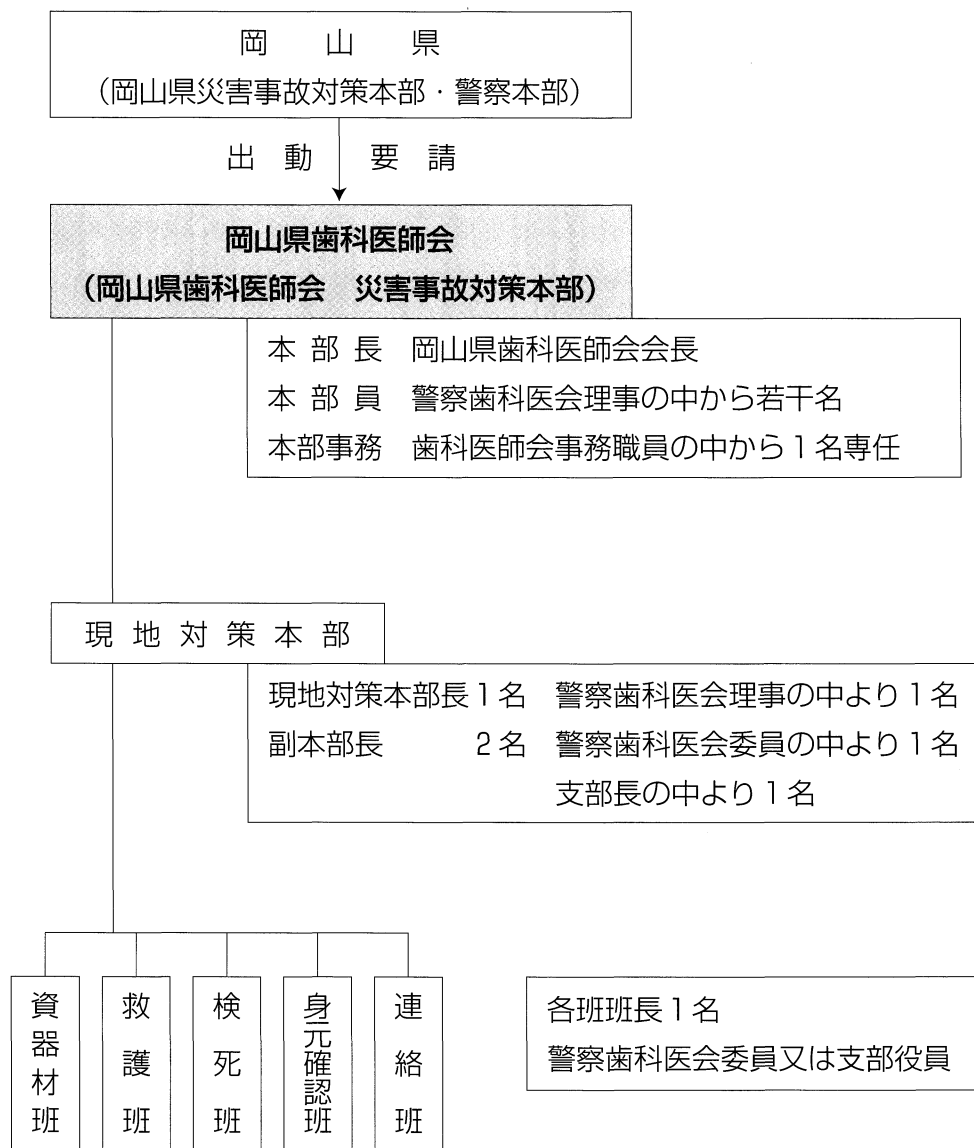
- ・ 事故、災害の概況：

発生日時・発生場所・発生状況（火災の有無）等
- ・ 身元不明死体数の予測または把握：

出動する歯科医師の数や、必要となる器材数の予測がたちます。
- ・ 遺体収容所（場所・広さ・収容人数）：

出動する地区を決定し、隣接都道府県歯科医師会への出動要請の採否とします。
- ・ 遺体の状況（死因）：焼死の際は開口困難が予想され、開口器、エックス線写真撮影の準備が必要となります。
- ・ 遺体の搬入状況：出動する歯科医師の数は、初期から大量動員、もしくは中程度動員の人数を長期出動、あるいは両方を検討の上出動を決定します。

2. 岡山県歯科医師会の体制



①出動手順

・ 出動体制の確保

岡山県警察本部から出動要請を受けた時、本会会長は最高責任者として警察歯科医会を招集し、対策を協議の上、本会会員の出動体制を確立する

・ 対策本部の設置

緊急出動時には、岡山県歯科医師会に災害事故対策本部を、現地に現地対策本部を設置する

②活動内容

・資器材班

検死班・身元確認班に必要な資器材の整理、分類、頒布を行う

・救護班

被災・被害の状況により必要な処置を行う

・検死班

検死現場においてデンタルチャートを記入する

必要に応じ口腔内の撮影を行う

・身元確認班

親族持参の口腔内資料の整理を行う

検死班の記録したデンタルチャートと親族持参の口腔内資料の照合を行う

・連絡班

必要に応じ各班の連絡、警察との連絡、現地対策本部との連絡を行う

○ 想定される死傷者多数の突発災害及び事故

・台風・集中豪雨・地震・津波・噴火等による自然災害

・航空機墜落事故

・船舶事故

（船舶の衝突・転覆による事故）

・鉄道・自動車事故

（鉄道及び自動車の衝突・転覆による事故）

・雑踏事故

・災害事故

（人家密集地域又は旅館・劇場・デパート等における災害）
（コンビニート・崩落等の労働災害）

・爆発事故

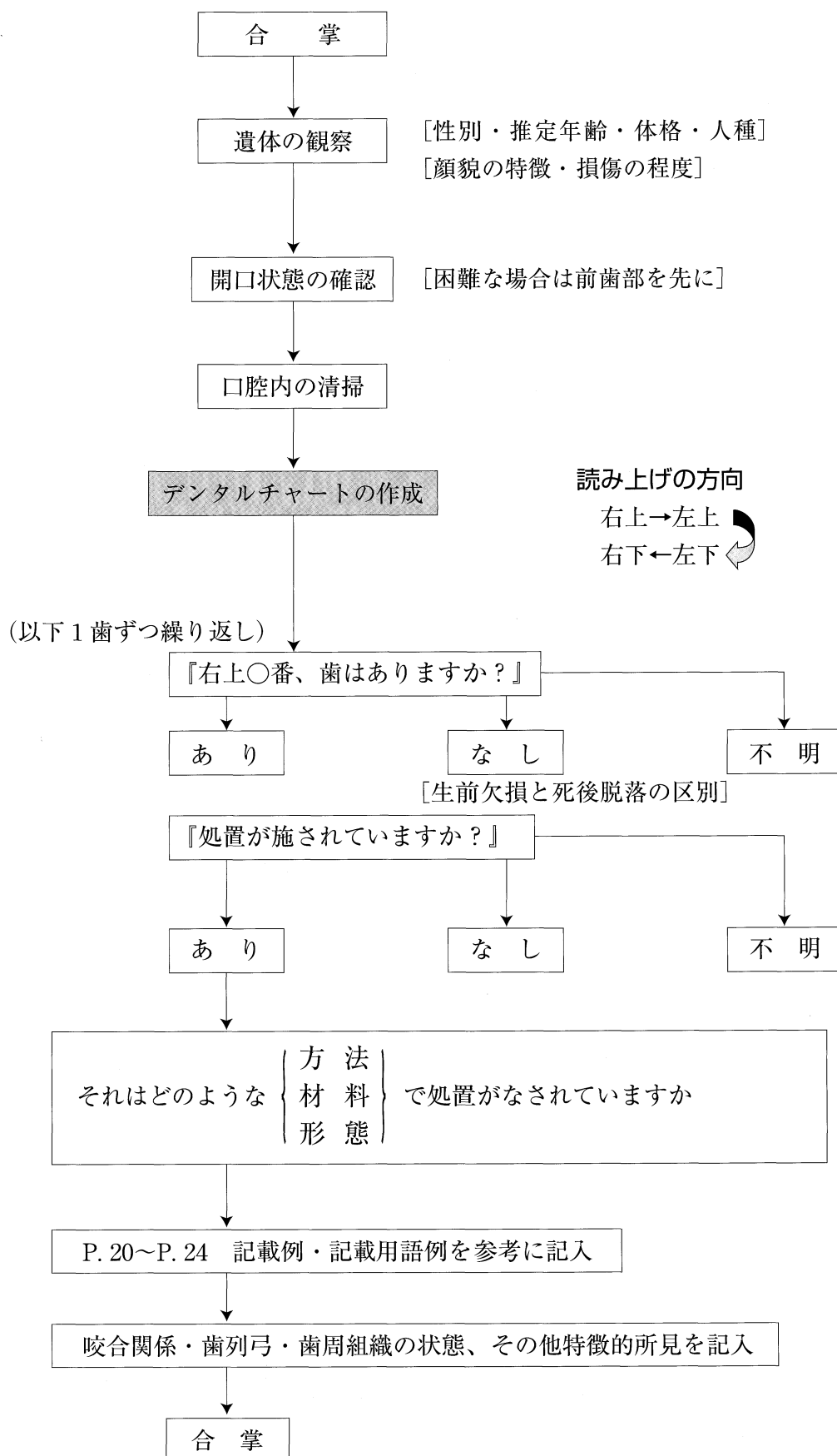
・テロ事件

Ⅲ章 身元確認における活動内容

1. 検死時の留意事項

- 1) 検死の前後には遺体に合掌し、礼を失することのないようにします（遺体への敬意と遺族の心情への配慮を常に念頭において作業に従事します）。
- 2) 検査の手順や読み上げ方を事前に打ち合わせ、検査者の所見の読み違いや、記録者の聞き違いおよび誤記などの単純ミスを防ぎます。
- 3) 自然光や照明器具による十分な採光のもとに行います（光源の保持者を配する等、十分な採光が正しい所見をとることにつながります）。
- 4) 検査者は感染防止のため、必ずゴム手袋を着用します（遺体からの感染を防ぐため、検査時は必ず着用し、記録時にははずします）。
- 5) 開口不能時でも口角部等の切開は絶対に行ってはいけません（無理な開口による歯や顎骨の死後損傷にも注意が必要です）。
- 6) 口腔内が汚れている遺体は清掃してから検査を行います（歯ブラシ等で汚れを落とし、ガーゼ等で水分を除去してから行うようにします）。
- 7) 疑わしい場合は断定せず、ありのままを記載します（判断できない場合は状態の記載にとどめるか、身元確認班の責任者または大学の専門家に相談するようにします）。
- 8) 歯冠色の材料による充填や修復に注意します（とくに歯頸部や裂溝へのレジン充填を見落とさないようにします）。
- 9) すべての歯の所見欄に空欄がないようにします（確認できたことを記載し不明の場合は「不明」とします）。
- 10) 遺体の掛け持ちをせず、一体一体個別に実施して、他の遺体のものと混同しないように注意します。
- 11) 脱落の恐れのある歯等については防止措置をとります。
- 12) 特徴的な所見や、治療した地域、歯科診療所、歯科技工所等が推測できる所見を発見した場合は、速やかに警察に報告します。

2. 具体的手順



3. 歯科鑑定用資器材一覧表

1) 口腔内診査器具

- | | |
|----------|--------|
| ・デンタルミラー | ・ガーゼ |
| ・ピンセット | ・グローブ |
| ・探針 | ・開口器 |
| ・歯ブラシ | ・ペンライト |

2) 筆記具、用紙

- | | |
|----------------------|--------|
| ・死後・生前記録用紙（デンタルチャート） | |
| ・メモ用紙 | ・バインダー |
| ・ボールペン、鉛筆 | ・クリップ |

3) 口腔内写真撮影用器材

- | | |
|------------|-------|
| ・口腔内カメラ一式 | ・フィルム |
| ・口角鉤 | ・スケール |
| ・口腔内写真用ミラー | |

4) その他

- ・タオル
- ・ティッシュペーパー
- ・手洗い用石鹸
- ・FAX・コピー機・掲示板・コンピュータ・電気コード
- ・照明器具

MEMO

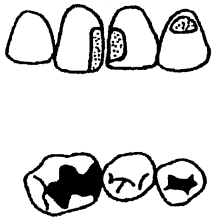
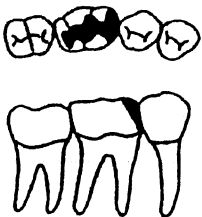
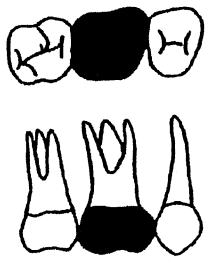
4. 歯科所見の名称（略号を含む）

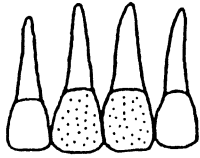
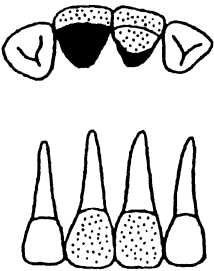
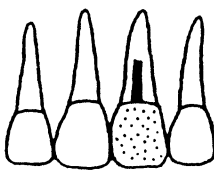
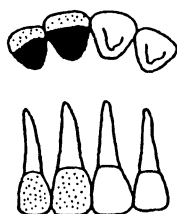
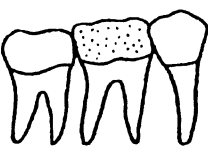
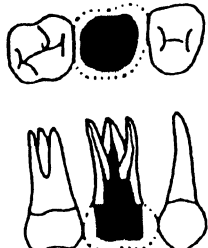
特に所見内容の記入に際し、現場では時間的な制約もあり（ ）内の略号を使用してかまいませんが、最終報告書では統一された標準用語を使用して下さい。

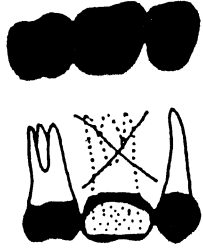
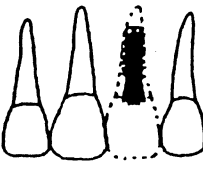
歯 の 状 態	記 載 用 語
○形 態 ・ 正 常 ・ 齲 蝕 ・ 歯牙破折 ・ 大きさ ・ 奇形歯 ・ 数の異常 ・ 表面の異常 ○位置及び萌出状態	健全歯 C1 C2 C3 C4 歯牙破折 巨大歯 矮小歯 円錐歯 癒合歯 癒着歯 結 節（切歯・中心・カラベリー・臼旁・臼後） 過剰歯 先天性欠損 斑状歯 ピンク歯 変色歯 咬 耗 摩 耗 酸 蝕 楔状欠損（WSD） エナメル質形成不全 捻 転 傾 斜 埋 伏（水平・完全・半） 転 位 叢 生 歯間離開
処 置	記 載 用 語
○歯冠修復 ・ 充 填 ・ インレー（In） ・ 冠 ○欠損補綴等 ・ ブリッジ（Br）	アマルガム充填（AF） セメント充填（CF） レジン充填（RF） グラスアイオノマー充填（GCF） 予防填塞（シーラント） 金 属（各種） レジン ポーセレン 3／4冠（3／4CK） 4／5冠（4／5CK） 全部鑄造冠（FCK） 帯環金属冠 ジャケット冠（JK） 前装鑄造冠（前装CK） 金属焼付陶材冠（MB） 支台築造 継続歯（SK） 暫間被覆冠（Tek） 連結歯 コーヌス冠 ポンティック（P） ……形態および材質

処 置	記 載 用 語
・有床義歯：形 態 材 質 ・維 持・連結装置 ・人工歯 ・インプラント ○色 調 ○部 位	全部床義歯（FD） 局部床義歯（PD） レジン床義歯 スルホン床義歯 金属床義歯 鑄造鉤 線 鉤 バー 補強線 フック スパー アタッチメント レジン歯 硬質レジン歯 陶 歯 金属歯 スクリュータイプ ブレードタイプ シリンダータイプ 金 色 銀 色 歯牙色 黒 色、 その他 咬合面（O） 口蓋面（P） 唇（頬）側面（B） 舌側面（L） 近心面（M） 遠心面（D）
歯列・咬合の状態	記 載 用 語
○形 態 ○咬合関係	狭窄歯列弓 V字歯列弓 鞍状歯列弓 空隙歯列弓 開 咬 切端咬合 反対咬合 過蓋咬合 交叉咬合 上・下顎前突
軟組織の状態	記 載 用 語
	歯肉退縮 歯肉肥厚 色素沈着 口唇裂 手術痕
骨 の 状 態	記 載 用 語
	骨隆起 骨 折 口蓋裂 下顎枝角 骨縫合
疾 患 状 態	記 載 用 語
	歯根嚢胞 外歯瘻・内歯瘻 骨吸収性疾患
矯 正 装 置	記 載 用 語
	唇側矯正装置 舌側矯正装置 床矯正装置
そ の 他	記 載 用 語
	脱落状態 暫間固定（TFix） 歯石沈着 手術創

5. 用語・略号の記載例

種 目	記 録 例	備 考	記載用語 (略号) 例など
健 全 歯		歯冠・歯根を実線で記入 (エックス線写真により歯根 外形が判明した場合は実線 で図示する)	健全歯
う 蝕		う蝕部位を実線で囲み、黒く 塗りつぶす	C1 C2 C3 C4
充 填 物		アマルガム充填は黒く塗りつ ぶし、その他の歯冠色充填物 は点で記入 (修復歯面や色も記入)	アマルガム充填 〔AF (O)〕 レジン充填 〔RF (MP)〕
仮 封 材		網目で記入	仮封材
イ ン レ ー		歯冠色部分は点で記入し、 金属部分は黒く塗りつぶす (修復歯面や色も記入)	インレー 〔IN (MO・金色)〕
全 部 鑄 造 冠		金属部分を黒く塗りつぶす (色も記入)	全部鑄造冠 〔FCK (銀色)〕

種 目	記 録 例	備 考	記載用語(略号) 例など
ジャケット冠		歯冠色部分は点で記入	ジャケット冠 (JK) レジンジャケット冠 (RJK、HJK) ポーセレンジャケット冠 (ポーセレンJK)
金 属 焼 付 陶 材 冠		歯冠色部分は点で記入し、 金属部分は黒く塗りつぶす (色も記入)	金属焼付陶材冠 (MB)
継 続 歯		歯冠色部分は点で記入し、 金属部分は黒く塗りつぶす (色も記入)	継続歯 (SK) レジン継続歯 (レジンSK) ポーセレン継続歯 (ポーセレンSK)
前装鑄造冠		歯冠色部分は点で記入し、 金属部分は黒く塗りつぶす (色も記入)	レジン前装鑄造冠 (前装CK)
暫間被覆冠		歯冠色部分は点で記入し、 金属部分は黒く塗りつぶす	暫間被覆冠 (Tek)
支 台 築 造		金属部分は黒く塗りつぶし、 レジンは点で記入、 ピンや根充填があれば黒で記入する。	支台築造

種 目	記 録 例	備 考	記載用語（略号）例など
ブ リ ッ ジ		歯冠色部分は点で記入し、金属部分は黒く塗りつぶす。欠損部位は「ポンティック」とし、色も記入する。	ブリッジ (Br)
インプラント		金属部分は黒く塗りつぶす。 （種類が判明すれば記入し、上部構造も記入する）	インプラント
有 床 義 歯		床外形は実線で記入し、床は斜線で、人工歯は点で、金属人工歯は黒で塗りつぶす。クラスプ・バー・アタッチメントなどの金属部分は黒で表示し、欠損部位は「欠損」とする。 （種類が判明すれば「レジン歯」等と記入）	欠損（義歯・レジン歯） (MT)

記載上の注意

- ・金属補綴物に架かるクラスプやアタッチメントはいずれも黒で塗りつぶすことから、それらの外形がわかりにくくなる。そこで、補綴物との境界に一層空白域を設けて記入する。

〔死後記録〕

- ・すべての欄が記入されていること
- ・義歯・修復物の種類・材質・形態等を記入し再現する

〔生前記録〕

- ・不明の場合は空欄とする
- ・義歯・修復物の形態など不明な場合は、歯式図に記入しない

多数の身元不明死体が収容された場合、統一された標準用語で記入するよう検査にあたる歯科医師へ事前のオリエンテーションが必要である。

1) 用紙見本

遺体番号		検査場所		検査日時	年 月 日 時 分
遺体状況	☐ 上下顎 ☐ 上顎のみ ☐ 下顎のみ ☐ その他	所轄警察署	警察署	参考資料	☐ 口腔内写真 (枚) ☐ X線写真 (デンタル 枚) (パノラマ 枚) ☐ 歯列模型の作成

所見・特記事項：	住 所：	
	歯科医師名：	印
	TEL ()	
	住 所：	
	歯科医師名：	印
	TEL ()	
	立会い警察官名：	

デンタルチャートの作成（記載例）

デンタルチャート（死後記録）

遺体番号	A-001	検査場所	○×体育館	検査日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
遺体状況	☒ 上下顎 ☐ 上顎のみ ☐ 下顎のみ ☐ その他	所轄警察署	○○警察署	参考資料	☒ 口腔内写真（5 枚） ☒ X線写真（デンタル 10 枚） （パノラマ 0 枚） ☐ 歯列模型の作成

上顎

Br	金属焼付陶材冠	1]	1]	レジン前装鑄造冠（銀色・根充）
	欠損（ボンティック）金属焼付陶材冠	2]	2]	レジン前装鑄造冠（インプラント）
	金属焼付陶材冠	3]	3]	仮封材（白色）
	アマルガム充填（0）頬側転位	4]	4]	インレー窩洞（OD）
	インレー（OD 銀色）	5]	5]	支台築造（銀色）
	4／5冠（銀色）	6]	6]	C ₃
	全部鑄造冠（銀色）	7]	7]	C ₂
	欠損	8]	8]	埋伏歯

右 左

Br	半埋伏歯	8]	8]	欠損
	全部鑄造冠（金色）	7]	7]	欠損（義歯・レジン歯）
	欠損（ボンティック）（金色）	6]	6]	欠損（義歯・レジン歯）
	全部鑄造冠（金色）	5]	5]	根面板（義歯・レジン歯）
	健全歯	4]	4]	健全歯
	レジン充填（ML・B）	3]	3]	欠損（死後脱落）
	健全歯	2]	2]	歯牙破折
	健全歯	1]	1]	歯牙破折

下顎

所見・特記事項：

- ・下顎骨骨折が認められる
- ・「12」は歯冠中央部より破折している
- ・「3」は脱落し歯槽窩が認められる
- ・「5」は残根上義歯で根面板が装着されている
- ・「12」はスクリータイプインプラントが埋入されており、レジン前装鑄造冠が装着されている
- ・「13」は仮封材が認められ、治療途中と思われる
- ・「45」は修復物の脱落と思われる
- ・「18」は埋伏している
- ・「4」は頬側に転位している

住 所：○○○市○○○町○○○番地

歯科医師名： ○ ○ ○ ○ ⑩

TEL ○○○（○○○）○○○○

住 所：○○○市○○○町○○○番地

歯科医師名： ○ ○ ○ ○ ⑩

TEL ○○○（○○○）○○○○

立会い警察官名：

○ ○ ○ ○

参 考 資 料

- 1 トリアージ (Triage) とは
トリアージのプロトコール (ニューヨーク州災害マニュアル)
- 2 県内警察署一覧表
- 3 県内消防本部一覧表
- 4 岡山県警察歯科医会会則
- 5 参考文献

トリアージ (Triage) とは

災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、傷病者の治療優先順位を決定する事をいう。災害初期の救助段階では、「1分遅れると死者が1人増え、1分早ければ1人多く助かる」と言われるように、初期の対応が重要である。災害現場でまだ収容されていない傷病者も、トリアージの対象とみなすべきである。

1) トリアージのプロトコル (ニューヨーク州災害対策マニュアル)

優先度	分類	色	区分	疾病状況	診 断
第一順位	緊急治療	赤	I	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉塞または呼吸困難、重傷熱傷、心外傷、大出血または止血困難、解放性胸部外傷、ショック
第二順位	準緊急治療	黄	II	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発または大骨折、骨髄損傷、合併症のない頭部外傷
第三順位	軽 症	緑	III	軽度外傷、通院加療が可能なもの	小骨折、外傷、小範囲熱傷、(体表面積の10%以内で) 気道熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
第四順位	死 亡	黒	O	生命兆候がみられないもの	死亡または明らかに生存の可能性がないもの

2) トリアージの原則

混乱した災害現場で、最善の医療を施すには、トリアージは原則として一人で行うべきであり、他はこのトリアージオフィサーの決定に従う。トリアージを行うのは、必ずしも医師である必要はなく、トリアージの意味を正確に理解していれば救急隊長、救急救命士、看護師長、主任看護師などでも可能である。このときCWAP (Children Women Aged people Patients : 子供、女性、老人、病人・障害者) と呼ばれる災害弱者を意識した行動が求められる。

3) トリアージ場所の選定

- ・二次災害の危険性がない場所
- ・救急車等の接近が可能で、主要な道路に近接している場所
- ・活動スペースが限られる場合には、現場関係者と連携をとり、事故発生防止に努め、関係施設等の有効活用を図る

県内警察署一覧表

警 察 本 部	郵便番号	所 在 地	代 表 TEL (FAX併用)	備 考
鑑 識 課	700-0816	岡山市富田町1-3-2 鑑識科学センター	086-234-0110	直通 221-8592 (FAX併用)
捜 査 第 一 課	700-0824	岡山市内山下2-4-6	086-234-0110	
科学捜査研究所	700-0816	岡山市富田町1-3-2 鑑識科学センター	086-234-0110	

警 察 署	郵便番号	所 在 地	代 表 TEL (FAX併用)	備 考
岡 山 東	703-8256	岡山市浜1-19-39	086-270-0110	
岡 山 西	700-0065	岡山市野殿東町2-10	086-254-0110	
岡 山 南	700-0944	岡山市泉田333-1	086-245-0110	
西 大 寺	704-8191	岡山市西大寺中野501-9	086-943-4110	
御 津	709-2132	御津郡御津町草生2090	0867-24-0110	
瀬 戸	709-0861	赤磐郡瀬戸町瀬戸166	0869-52-0029	
備 前	705-0001	備前市伊部276-1	0869-63-0110	
牛 窓	701-4302	邑久郡牛窓町牛窓4780-11	0869-34-6110	
玉 野	706-0011	玉野市宇野1-13-1	0863-32-0110	
児 島	711-0921	倉敷市児島駅前4-83	086-473-0110	
倉 敷	710-0047	倉敷市大島451-1	086-426-0110	
水 島	712-8063	倉敷市水島南幸町4-1	086-444-0110	
玉 島	713-8102	倉敷市玉島1354	086-522-0110	
笠 岡	714-0087	笠岡市六番町2-3	0865-63-0110	
矢 掛	714-1213	小田郡矢掛町里山田925-1	0866-82-0110	
井 原	715-0006	井原市西江原町859-1	0866-62-9110	
総 社	719-1134	総社市真壁426-1	0866-94-0110	
高 梁	716-0047	高梁市段町1017-1	0866-22-0110	
新 見	718-0011	新見市新見389-1	0867-72-0110	
勝 山	717-0023	真庭郡勝山町江川821-1	0867-44-6110	
津 山	708-0822	津山市林田77	0868-25-0110	
勝 英	707-0003	英田郡美作町明見333-1	0868-72-0110	
久 米	709-3703	久米郡中央町打穴中1082-2	0868-66-0110	

県内消防本部署一覧表

消防局・本部・組合		住 所	郵便番号	電話番号	防災無線
岡 山 市 消 防 局	消 防 本 部	岡山市大供1-1-1	700-0913	086-234-0119 FAX 231-2011	6-9-701 FAX 同上
	(中 消 防 署)	岡山市東古松1-1-34	700-0921	086-223-5151	
	(南 消 防 署)	岡山市南輝2-2-5	702-8023	086-262-0119	
	(北 消 防 署)	岡山市番町2-1-1	700-0811	086-222-0119	
	(西大寺消防署)	岡山市西大寺上2-7-31	704-8112	086-942-9119	
倉 敷 市 消 防 局	消 防 本 部	倉敷市白楽町162-5	710-0824	086-426-1193 FAX 421-1244	6-9-702 FAX 同上
	(倉敷消防署)	同 上	710-0824	086-422-0480	
	(水島消防署)	倉敷市水島北幸町4-1	712-8062	086-444-1190	
	(児島消防署)	倉敷市児島小川1-1-17	711-0911	086-473-1190	
	(玉島消防署)	倉敷市玉島八島856-1	713-8113	086-522-3515	
	(臨港消防署)	倉敷市児島塩生2767-14	711-0934	086-475-0119	
津山圏域 消防組合	消 防 本 部	津山市林田95	708-0822	0868-31-1119 FAX 23-0538	6-9-703 FAX 同上
玉 野 市 消防本部	消 防 本 部	玉野市宇野1-27-2	706-0011	0863-31-5711 FAX 32-2106	6-9-704 FAX 同上
笠岡地区 消防組合	消 防 本 部	笠岡市十一番町4-3	714-0098	0865-63-5119 FAX 63-0140	6-9-705 FAX 同上
井原地区 消防組合	消 防 本 部	井原市井原町181-3	715-0019	0866-62-1260 FAX 62-1261	6-9-706 FAX 同上
総 社 市 消防本部	消 防 本 部	総社市小寺377	719-1155	0866-92-8342 FAX 92-9019	6-9-707 FAX 同上
高 梁 市 消防本部	消 防 本 部	高梁市横町1693-1	716-0046	0866-21-0119 FAX 21-0130	6-9-708 FAX 同上
新見地区 消防本部	消 防 本 部	新見市新見312-2	718-0011	0867-72-2810 FAX 72-8583	6-9-709 FAX 同上
東 備 消防組合	消 防 本 部	備前市西片上2039	705-0021	0869-64-1119 FAX 64-1132	6-9-710 FAX 同上
真庭広域連 合消防本部	消 防 本 部	真庭郡久世町大字惣 254-8	719-3204	0867-42-1190 FAX 42-1745	6-9-711 FAX 同上
英田圏域 消防組合	消 防 本 部	英田郡美作町朽木97-2	707-0042	0868-72-0119 FAX 72-3782	6-9-712 FAX 同上
赤 磐 消防組合	消 防 本 部	赤磐郡山陽町上市108-1	709-0817	0869-55-2244 FAX 55-7673	6-9-713 FAX 同上
邑 久 消防組合	消 防 本 部	邑久郡邑久町本庄1795	701-4214	0869-22-1333 FAX 24-1677	6-9-714 FAX 同上

岡山県警察歯科医会会則

(名称)

第1条 本会は岡山県警察歯科医会（以下「本会」という）という。

(目的)

第2条 本会は、法歯学的知識の高揚と研究、普及に努めるとともに岡山県警察との連携を密にして検死、鑑定等に協力することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は岡山県歯科医師会会員をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 法歯学の研究ならびに普及、高揚に関すること。
- 二 法歯学を基礎とした検死、鑑定等に関すること。
- 三 法歯学の情報交換に関すること。
- 四 その他、本会の目的を達成するため必要と認められること。

(役員、委員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	若干名
監 事	2 名

- 2 役員の任期は岡山県歯科医師会（以下「歯科医師会」という）役員の任期と同一とし、役員が欠けた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 本会に委員を置く。

(職務)

- 第6条 会長は歯科医師会長もしくは歯科医師会長代行者をもって当て、本会を統轄し、代表となる。
- 2 副会長及び理事は、歯科医師会役員並びに会員の中から会長が指名する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
- 4 理事は、内1名を専務理事、若干名を常務理事とし会則第4条の事業に関する事柄を処理する。
- 5 委員は歯科医師会各支部より会長が1名を原則として委嘱し、必要あるときは随時会長が委嘱する。委員は理事会及び委員会の議により会則第4条に関する事業を推進する。
- 6 監事は歯科医師会監事の中からあてる。

(顧問、参与)

第7条 本会に顧問及び参与を置く。

- 2 会長は理事会の議を経て顧問、参与を委嘱することができる。
- 3 顧問、参与は会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見をのべることができる。
- 4 顧問、参与の任期は委嘱した会長の任期とする。

(会議)

第8条 会議は理事会及び委員会とし、会長が招集し議長となる。

- 2 理事会は、必要に応じて招集し、委員会は年1回以上開催する。

(事務局)

第9条 本会の事務局を岡山県歯科医師会に置く。

- 附 則
1. この会則は昭和61年10月1日より施行する。
 2. この会則の一部改正は平成2年7月1日より施行する。
 3. この会則の一部改正は平成9年4月10日より施行する。
 4. この会則の一部改正は平成16年4月1日より施行する。

参 考 文 献

- ・ 鈴木 和男：法歯学、永末書店、1988.
- ・ 鈴木 和男：法歯学の出番です、中央公論社、1996.
- ・ 鈴木 和男：死体に歯あり、徳間書店、1992.
- ・ 群馬県歯科医師会：遺体の身元を追って
 －日航ジャンボ機墜落と歯科医師の記録－、上毛新聞社、1986.
- ・ 山本 勝一：法医歯科学、医歯薬出版、1991.
- ・ 古畑 種基、山本 勝一：歯科法医学、医歯薬出版、1977.
- ・ 若杉 長英、龍野嘉紹、小嶋 亨：カラーアトラス法医学、金原出版株式会社、1990.
- ・ 大国 勉：個人識別－歯や骨からの－、フリープレス、1990.
- ・ 若杉 長英：法医学第2版、金芳堂、1986.
- ・ 上篠 雍彦：口腔解剖学Ⅰ、骨学（頭蓋学）、アナトーム社、1966.
- ・ 愛知県警察歯科協力医会：終焉の着陸復行－中華航空機墜落事故と歯科医の活動記録－、
 愛知県歯科医師会、1995.
- ・ 警察歯科医会・身元確認マニュアル 日本歯科医師会、2002.
- ・ 岡山県歯科医師会法歯会：大規模災害に備えて－口腔内検査による個人識別－、
 平成元年5月.
- ・ 高知県警察・高知県歯科医師会連絡協議会：法歯学検査マニュアル
 －歯からの身元確認.
- ・ 広島県歯科医師会：－歯科医のための－鑑定の手引き（改訂第2版）
- ・ 山口県歯科・警察連絡協議会 社団法人山口県歯科医師会
 －歯科医師による－鑑定の実際（改訂版）
- ・ 新聞クイント093：No.6 第2回警察歯科医会全国大会
 日歯に「全国警察歯科医会連合会」設置

編集後記

「岡山県警察歯科医会」の前身である「岡山県歯科医師会法歯会」により、平成元年5月に小冊子『大規模災害に備えて－口腔内検査による個人識別－』（初版）が発刊され、早いもので15年が経過してしまいました。

その間、社会構造や産業システムの変化又地球規模の環境の変動も伴い、我々に襲いかかってくる“魔の触手”は、事件・事故・災害としてその姿を増々恐暴化しています。

このような状況の許で、あつてはならないかかる可き災難に際して、積極的に出動し、身元確認活動に従事する事は今や社会的要請であると共に義務でもあります。

更には、近年関係機関より現状に即した『検死』に関する教則本の必要性が強く叫ばれてまいりました。

就きましては、此度「警察歯科医会」としてその重要性を鑑みて「身元鑑定マニュアル 改訂版」を発行することとなりました。

岡山県歯科医師会会員の皆様には、日頃より本誌を熟読され“萬が壺”に対する備えを頂ければ、冊子発行に携わる機会を得ました編集委員として幸甚に存じます。

平成16年10月

(福江 記)

編集委員

岡山県警察歯科医会	副会長	大嶋 敏秀
	専務理事	江口 邦成
	理事	福江 正機
	理事	磯島 修
	委員	石井 雅之

身元鑑定マニュアル（改訂版）

初版発行 平成元年5月24日

改訂版発行 平成16年10月22日

発行	岡山県歯科医師会 小林 敏郎
編集	岡山県警察歯科医会
監修	岡山県警察本部刑事部

印刷：(株)野村 Printing Office